

入札（見積）を行うにあたっての注意事項

入札（見積）を行うにあたっては、大洲市契約に関する規則のほか、契約条項、関係書類、現場等を熟知のうえ応札してください。

詳しくは、下記ホームページをご覧ください。

→ <http://www.city.ozu.ehime.jp/soshiki/zaisei/12070.html>

《入札者心得(電子入札用)をお読みください。》

→ <http://www.city.ozu.ehime.jp/uploaded/attachment/24579.pdf>

○低入札価格調査制度・最低制限価格制度について

○社会保険未加入対策について

○大洲市週休2日確保工事試行要領について

○その他制度等

→ <http://www.city.ozu.ehime.jp/life/2/16/107>

【ＩＣカードの取扱いについて】

入札にあたっては**ＩＣカードの名義等を確認した上で入札を行ってください。**

ＩＣカードに登録されている代表者や受任者、商号及び本社住所等が変更になっているにもかかわらず、変更前のＩＣカードを使用して入札に参加した場合は、**不正使用等として入札は無効となりますので注意してください。**

【設計図書の閲覧について】

入札にあたっては**必ず設計図書及び質疑回答書を閲覧し、設計内容を熟知した上で入札を行ってください。**

電子入札システムにより入札参加資格を認めた通知を受けた者が、**入札情報公開システムからの設計図書ダウンロード又は窓口閲覧のいずれも行っていない場合、その者の行った入札は無効とします。質疑回答書も同様です。設計図書がいくつかに分かれている場合、すべてダウンロードされていなければ同じく無効とします。**

システムや端末の不具合等によりダウンロードができない場合は、必ず大洲市役所財政契約課へ連絡し、窓口において設計図書の閲覧を行ってください。

【工事費内訳書の作成について】

公告において工事費内訳書の提出を求めている工事については、入札時に工事費内訳書を提出してください。

2 ○工事費内訳書は、設計図書に基づき作成してください。

工事費の内訳となる「直接工事費」「共通仮設費」「現場管理費」「一般管理費等」などの金額を記載し、「直接工事費」についてはその内訳も記載してください。

また、最低制限価格又は調査基準価格の算定時に「直接工事費」に加算するもの（「工場製作費」等）については、対象工事設計図書に準じてその内訳を記載してください。

工事価格欄には、消費税等を除いた金額を計上してください。

工事費内訳書には**入札者の所在地、商号、代表者職名および氏名を必ず記載し、日付は入札を行う日**としてください。（電子入札の開札日を記載しないこと。）

工事番号・工事名は誤りのないよう記載してください。

○工事費内訳書に不備があった場合、入札を無効とすることがあります。

工事費内訳書の全部または一部が提出されていない場合。

工事費内訳書とは無関係な書類や他の工事の工事費内訳書等、当該工事の工事費内訳書以外のものが添付されている場合。

入札金額が工事費内訳書の工事価格（税抜工事費計）と一致しない場合。